

第7部 東海地震事前対応計画

第1章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第1節 警戒活動体制

1 区本部の設置準備

中区長は、判定会の招集情報の伝達又は報道に接したときは、警戒体制をとるとともに、区本部の設置準備に入ります。

2 区警戒本部の設置

(1) 組織構成

中区警戒本部長	副区長
構成	副区長が編成する班及び資源循環局事務所、中土木事務所、水道局中・南地域サービスセンター及び中消防署をもって構成する。

(2) 中区東海地震警戒本部の事務分掌

警戒本部長	事務分掌	
副区長	中区警戒本部副本部長（総務課長） 1 中区警戒本部長の補佐に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 駅の混乱防止に関する事。	
	中区役所	情報連絡責任者（総務課長兼務） 1 東海地震注意情報等に関する事。 2 市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という）等との連絡、調整に関する事。 3 中区警戒本部長命令に関する事。 庶務担当 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関する事。 2 職員の配備・動員の伝達に関する事。 3 車両等資機材の点検・確保や配置等に関する事。 4 運営委員会との連絡調整に関する事。 5 地域防災拠点・医療活動拠点（休日急患診療所等）の点検・確認に関する事。 6 所管施設の点検・管理保全に関する事。 7 他の担当の所管に属さないこと。 情報収集担当 1 東海地震注意情報等の受伝達に関する事。 2 住民情報等に関する事。 3 その他情報の集約に関する事。 4 通信機器等の点検・確保に関する事。 広報担当 1 東海地震注意情報等の広報に関する事。 2 局出先機関等との広報に係る連絡・調整に関する事。
		資源循環局 中事務所

副 区 長	中土木 事務所	1 パトロール車による広報に関する事 2 応急活動準備に関する事 3 必要資機材の点検・確保に関する事
	水道局 中・南 地域サービ スセンター	1 広報車による広報に関する事 2 応急給水活動準備に関する事 3 必要資機材の点検・確保に関する事
	中消防署	1 地震警戒消防地区本部の運営、庶務に関する事 2 必要資機材の確認等、出場準備に関する事 3 消防水利の点検・確保に関する事 4 事業所等への指導に関する事 5 消防車等による広報に関する事 6 地震警戒消防本部との連絡等に関する事

2 区警戒本部の廃止

東海地震発生のおそれなくなった旨の東海地震注意情報が発表されたときは、区警戒本部を廃止します。

第2節 職員の配置と動員

市警戒本部長は、東海地震注意情報の伝達又は報道に接したときは、警戒本部の設置にあたり、原則として「警戒配備」を発令します。

1 勤務時間内の配備体制

中区長は、東海地震注意情報に伴う「警戒配備」が発令されたときは、あらかじめ定めた動員対象職員を各班に配備し、地震防災応急活動の準備を命じます。

2 勤務時間外の動員体制

- (1) 中区長は、東海地震注意情報に伴う「警戒配備」が発令されたときは、あらかじめ定めた所属職員を動員させ、各班に配備し、地震防災応急活動の準備を命じます。
- (2) 警戒配備の動員対象職員は、東海地震注意情報の報道に接したときは、動員命令を待つことなく、自発的に所属職場に動員し、必要な任務を遂行します。

第3節 対応措置

1 広報活動

区警戒本部長は、東海地震の前兆現象が起きている可能性が高い場合に発表される東海地震注意情報に伴う様々な社会的混乱の防止と地震に備えての防災措置を周知するための広報活動を、広報車、区ホームページ等を活用して行います。

2 関係機関との協力体制

区警戒本部長は、判定会の招集報道に伴い混乱のおそれのあるとき、又は混乱が発生したときは、警察、消防、鉄道機関、バス機関、その他関係機関と協力してこれらの混乱の収拾を図ります。

3 地域防災拠点の点検

区警戒本部長は、警戒宣言の発令に備えて、必要に応じて地域防災拠点へ連絡要員を派遣するとともに備蓄資機材等の点検・確認を行います。

4 医療救護対策

区警戒本部長は、区医師会と調整し、医療救護活動への準備など警戒宣言に備えた応急活動準備を実施します。

第2章 警戒宣言発令時対策

第1節 区本部

1 区本部の設置

中区長は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに区役所内に区本部を設置し、直ちにその旨を市本部長に報告するとともに、区内の防災関係機関に通報します。

警戒宣言発令時は、「全員配備体制」となります。

2 災害対策本部の廃止

警戒解除宣言が発令されたときは、区本部長は区本部を廃止します。

第2節 情報の受伝達

1 広報活動

区本部長は、様々な社会的混乱の防止と地震に備えての防災措置を周知するための広報活動を、広報車、区ホームページ、ツイッター等を活用して行います。

2 地震防災信号による広報

大震法施行規則第4条に定める地震防災信号により、中消防署、消防出張所、消防団器具置場、火災警報のサイレン信号を行う場所において、警戒宣言が発せられた旨の伝達を行います。

警鐘	サイレン
(5点) ●—●—●—●—● ●—●—●—●—●	(約45秒) ●————— (約15秒) ●—————
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

第3節 帰宅困難者対策

警戒宣言が発令され、駅等における混乱の発生が懸念される場合は、中区防災計画第5部に準じた帰宅困難者対策を実施します。

第4節 事前避難対策

1 地域防災拠点の開設準備

(1) 区本部長は、地震発生に備えて、震災時避難場所の開設準備のため、区本部拠点班員を地域防災拠点に派遣し、速やかに避難者の収容に必要な措置を講じます。

この際、学校長は、児童・生徒の安全確保の支障とならない範囲で積極的に協力します。

(2) 区民が自発的に避難を開始した場合は、震災時避難場所を開設し、避難者受入れを行います。

2 避難場所開設状況等の報告

(1) 区本部拠点班は、地域防災拠点を開設し、避難者の受入れをしたときは、避難者数その他必要事項を把握し、区本部長に報告します。

(2) 区本部長は、避難状況を取りまとめ、市本部長に報告します。